

令和7年度山梨県公式LINE 運用支援業務委託企画提案募集要項

※ 山梨県広聴広報グループが実施する本業務は、令和7年2月山梨県定例県議会において、当該業務にかかる当初予算が否決された場合は執行しないものとします。また、同議会における本業務にかかる予算の審議状況により、仕様に変更が生じる可能性があります。

なお、これらに伴い提案者において損害が生じた場合であっても、県ではその損害について負担しかねますので御了承ください。

1 業務の目的

「山梨県公式 LINE」について、運用支援や利用動向の分析、運用に関する助言を受けることにより県政情報の拡散力強化に繋げる。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名称

令和7年度山梨県公式LINE 運用支援業務

(2) 業務内容

別紙『令和7年度山梨県公式LINE 運用支援業務委託仕様書』のとおり

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 委託業務費用の上限額（予算上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない）

金4,353,360円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 応募資格

応募できるのは、次の掲げる要件をすべて満たす業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立ての手続きを行っていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始決定を受けた者を除く。）であること。
- (3) この公告の日以降に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」及び「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
- (7) 本件業務を効果的に実施できる体制が整えられていること。

4 スケジュール

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 募集開始 | 令和7年3月3日（月） |
| ② 参加申込書提出期限 | 3月14日（金） |

- | | |
|-----------------|----------|
| ③ 企画提案に係る質問受付期限 | 3月14日(金) |
| ④ 企画提案書提出期限 | 3月21日(金) |
| ⑤ 審査(書面審査) | 3月25日(火) |

5 応募手続き

(1) 書類等提出先、質問受付(共通)

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号(山梨県庁本館3階)
 山梨県知事政策局 広聴広報グループ デジタルメディア・報道
 電話: 055-223-1337
 メールアドレス: koucho@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 参加申込書の提出

① 提出書類(各1部提出)

イ) 参加申込書(様式1)

ロ) 誓約書(様式2)

ハ) 会社概要等整理表(様式3)

ニ) 会社概要が把握可能な書類(会社パンフレットなど)及び財務諸表(直近のもの)を添付すること。

ホ) 法人登記簿謄本(写し可)

ヘ) 納税証明書

「県税及び地方法人特別税」、「消費税及地方消費税」について、滞納・未納がないことを証明する書面(受付日前3か月以内に発行されたものに限る。) ※ただし、山梨県内に事業所等が全くないなどの理由により、納税義務がない場合は、「県税及び地方法人特別税」に係る納税証明書の提出は必要ないものとする。

ト) 類似業務実績整理表(様式4)

チ) 実施体制表(様式5)

※ ただし、山梨県物品等入札参加資格者名簿に登録されている場合は、審査結果通知書の写しを添付することにより、上記ロ～への書類は不要とする。

② 提出期限

令和7年3月14日(金) 午後5時必着

③ 提出方法

持参又は郵送(持参の場合の受付は、土日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)

④ 提出期限までに県が参加申込書を受理できない場合は参加を認めない。

⑤ 参加表明後に企画提案書類の提出を辞退する場合は、「企画提案辞退届」(様式6)によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

(5) 企画提案に関する質問の受付

① 質問様式

・ 質問票(様式7)を使用すること。

② 受付期限

・ 令和7年3月14日(金) 午後5時必着

③ 質問方法

- ・ 電子メールで送信すること。
- ・ 電子メールの件名は「山梨県公式LINE 運用支援業務 質問」と記すこと。
- ・ 電子メール送信後、電話で受信確認を行うこと。

④ 回答方法

- ・ 質問に関する回答は一覧形式で作成し、広聴広報グループホームページに掲載する。
- ・ 質問への回答は、質問受領後、2日程度を目安に順次行う。

⑤ その他

- ・ 電話や口頭での質問には応じない。
- ・ 本企画提案の内容に直接関係ない質問や回答することにより本企画提案の公平性を保てない等と判断した質問には回答しないことがある。

(6) 企画提案書等の提出

① 提出書類

- ・ 企画提案書（様式8）
下記「6 企画提案書の内容及び提案にあたっての留意事項」を参照すること
- ・ 見積書（様式任意）
いずれもPDF形式にて提出すること。

② 提出期限

令和7年3月21日（金）午後5時必着

③ 提出方法

- ・ 電子メールで送信すること。
- ・ 電子メールの件名は「山梨県公式LINE 運用支援業務 企画提案書」と記すこと。
- ・ 電子メール送信後、電話で受信確認を行うこと

④ 提出期限までに山梨県が企画提案書等を受理できない場合は、審査対象としない。

⑤ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替え又は撤回することができない。

⑥ 「3 応募資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ・ 公募要領の規定に反した提案
- ・ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

6 企画提案書の内容及び提案にあたっての留意事項

(1) 総論

- ・ 別紙2「審査基準」の評価項目に照らして審査員が採点しやすいように構成や文章表現を工夫すること。
- ・ 企画提案審査は審査委員が企画提案者を特定できない方法で実施するため、企画提案書の様式8以外の部分には企画提案者名を一切記載しないこと。
- ・ フォントや書式、ページ設定（縦版、横版、2アップ等）は任意とするが、ページサイズはA4版とすること。
- ・ 企画提案書本体と参考資料を合わせて、概ね20ページ以内とする。
- ・ ファイルサイズは概ね10MB以内とする。

(2) 各論

項目	内容
提出鑑文	<ul style="list-style-type: none"> 様式8 連絡先電話番号は、審査日に連絡することがあるため、必ず連絡が取れる電話番号を記載すること
1 表紙	<ul style="list-style-type: none"> 提案者が特定できる内容は記載しないこと（以下、同じ。）
2 業務に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務の内容を踏まえて、貴社の本業務に対する考え方や取組方針について記載すること。
3 実施体制・専門性	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務の実施体制について、職名、当該職員の経歴、役割分担等を記載すること。 特設メニューや配信メッセージをどのようなスケジュールで制作・納品するか記載すること。 障害発生時の対応体制等を記載すること。
4 特設リッチメニュー等 イメージ提案書	<ul style="list-style-type: none"> 別紙3のチラシの情報を基に、特設リッチメニュー及び配信メッセージのイメージ案を作成すること。（様式は問わない） 上記特設リッチメニュー及び配信メッセージの趣旨は、納税を促すもの及び納税方法等の制度周知を図るものとする。 完全なリッチメニュー及び配信メッセージを作成する必要はない。
5 その他	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進、目的達成のために必要と認められる内容について、委託料の上限額の範囲内で提案できる。
6 見積書	<ul style="list-style-type: none"> 見積額は「一式」ではなく、項目ごとに記載すること。

7 審査に関する事項

- 必要な場合、県は企画提案書の内容について提案者に質問する場合がある。その回答はすべての審査員に提供する。
- 審査基準は、別紙2「審査基準」のとおりとする。
- 審査は、審査の公平性確保及び企業ノウハウの流出防止のため非公開とする。
- 審査の結果を基に、県が第1順位の委託候補者を決定し、当該事業者との契約手続きを行う。
- 審査の結果は、各提案者に「採用」「不採用」の別を連絡する。
- 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは次点の者と契約の交渉を行う。
- 選定結果等は、県のホームページで公表する。

※ 公表事項は、評価基準、配点及び評価、審査結果、第1順位委託候補者の名称等とし、第1委託候補者以外の提案者の名称は公表しない。

8 契約に関する事項

- 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- 契約保証金については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、規則第109条の2に該当す

る場合はこれを免除するものとする。

- (3) 企画提案書等に記載された事項は、別紙1「仕様書」と合わせ、契約時の仕様書として扱う。ただし、業務の目的のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

9 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の取り扱い
- ① 提案者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
 - ② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
 - ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は原則として提案者が負うものとする。
- (3) 本企画提案応募に要した一切の費用は、提案者自身が負担するものとする。
- (4) 審査終了後、契約を締結するまでの間、「3 応募資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (5) 「3 応募資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、応募を認めないことがある。

10 本件に関する問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 (山梨県庁本館3階)

山梨県知事政策局 広聴広報グループ デジタルメディア・報道

電話：055-223-1337

メールアドレス：koucho@pref.yamanashi.lg.jp

(別紙1)

令和7年度山梨県公式LINE運用支援業務委託仕様書

本業務仕様書は、山梨県(以下「県」という。)が実施する令和7年度山梨県公式LINE運用支援業務委託(以下「本業務」という。)に関し、県が契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する本業務の概要や契約に係る特記事項等を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者(以下「プロポーザル参加者」という。)の提案に具体的な指針を示すものであり、契約書の一部となるものである。

1 委託業務名

山梨県公式LINE運用支援業務委託

2 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 事業の目的

「山梨県公式LINE」(以下「本アカウント」という。)について、運用支援や利用動向の分析、運用に関する助言を受けることにより県政情報の拡散力強化に繋げる。

4 業務の内容

受託者は、次に掲げる(1)から(5)の項目について、県と協議しながら本業務を実施すること。

(1) 本アカウントの運用・支援

運用中の本アカウントの運用及び支援を行う。

<参考:本アカウントが利用しているプラン等>

- ・LINE ヤフー株式会社提供 LINE ビジネスアカウント:地方公共団体プラン
- ・株式会社 Maneql 提供 Lステップサービス:プロプラン

なお、運用にあたり原則としてLINEビジネスアカウント及びLステップのアカウントを継続して利用するものとする。また、Lステップの利用料は委託料に含めるものとする。Lステップ以外のシステムを用いて運用する場合は県と協議すること。

運用・支援する内容は以下のとおりとする。

① 県政情報のプッシュ配信の実施(定期配信)

週1~2回程度、イベント等の県政情報をプッシュ配信により実施すること(一回のプッシュ配信あたりの配信件数(目安)は7件程度)。配信方法は、一斉配信又はセグメント配信とする。

配信する県政情報は、原則として県が原稿を提供し、受託者が配信設定及びメッセージの作成を行う。

② イベントに合わせた臨時的なプッシュ配信の実施(不定期配信)

Lステップの機能(Lフレックス等)を用い、イベント等に合わせた配信を行う。デザイン

は受託者が用意するものとする。

配信方法は、一斉配信又はセグメント配信とする。

- ③ 本アカウントの適切かつ効果的な運営に向けた運用支援業務
- (2) 利用動向の分析を踏まえたリッチメニューの企画・作成

L ステップの機能等を用いてリッチメニューを企画・作成すること。デザインは受託者が用意するものとする。なお、現在提供しているリッチメニューは引き続き利用が可能である。

① 常設メニュー

② イベント等に合わせた特設メニュー(流入経路毎に異なるメニューを表示させる等の設定を行うこと)

<参考>

i. 令和6年度特設メニュー設置状況

- ・自動車税納付案内
- ・衆議院議員選挙投票日案内
- ・イベントの実施案内
- ・県広報誌の読者アンケート

ii. 令和7年度特設メニュー設置予定(令和7年3月現在。今後、案件は追加予定。)

- ・5月 自動車税納付案内
- ・8月 大阪・関西万博における山梨県ブースとの連動メニュー
- ・通年 県広報誌の読者アンケート

- (3) その他、必要に応じた情報発信

① Lステップの機能を用い、シナリオ配信やアンケート等の実施

- (4) 運用・保守

① 本アカウントの適切かつ効果的な運営に関するサポート業務

② 本アカウントの友だち登録状況及びプッシュ配信等に関する分析業務

③ 本アカウントのLINEアカウント及びLステップアカウントの維持業務

- (5) 企画会議の開催(月1回)

本アカウントの登録・運用状況やプッシュ配信等の状況報告、今後の企画や本アカウントの友だち登録者の増加に向けた取り組みについて月1回程度企画会議を開催すること。なお、対面での実施を原則とするが、県との協議によりオンライン実施も可能とする。

企画会議の結果については、受託者が取りまとめの上、速やかに県に報告すること。

4 業務実施・完了報告

(1) 受託者は、本業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。

(2) 本業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。

(3) 受託者は、当月の業務実施状況(月次レポート)を翌月10日までに提出すること。

5 その他

(1) 本業務において個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

- (2) 本業務において県の保有する情報資産を取り扱う場合には、別記「情報セキュリティに関する特記事項」によるものとする。
- (3) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、県の承諾を得ることとする。
- (4) 本業務の履行のため、県が所持している写真、資料等は必要に応じて提供する。ただし、本業務以外の目的に使用、又は第三者に提供してはならない。
- (5) 本業務に関して作成されたデータや画像等の著作権は、本県に帰属するものとする。なお、受託者が作成したデータや画像等に関し、権利侵害に関する訴えが提起された場合は、受託者の責において解決するものとする。
- (6) 次年度以降に契約者が変更となった場合は、本業務を円滑に継続するために変更後の契約者による本アカウント等利用の移行に必要な引継ぎを行うこと。引継ぎの内容は事前に県の承認を得るものとする。また、完了時には、速やかに県に報告すること。
- (7) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。

審査基準

1 審査方法

- ・ 評価項目及び配点等は「2」のとおりとし、審査員1名分で100点満点とする（内容点90点満点、価格点10点満点）。
- ・ 内容点については、審査員が企画提案書等の内容の具体性・妥当性・確実性等を評価して採点する。価格点については、事務局が計算式に基づいて採点する。
- ・ 各審査員の合計点を合算して全体の合計点とし、点数の高い順に順位を付けるものとする。
- ・ 点数が同じ場合は、審査員の多数決により順位を決定する。
- ・ ただし、審査委員の3名以上が50点に満たない点数を付けた提案に係る提案者は、順位にかかわらず委託候補者とししない。

2 評価項目及び配点等

	評価項目	評価点	係数	配点 (評価点×係数)
1	業務の理解 ・ 本業務に対する目的や考え方が具体的かつ適切か ・ 行政機関の公式LINE アカウントの運用に対する基本的な考え方（サポートの方針）は具体的かつ適切か	5点	2	10点
2	委託業務の実施体制 ・ 人員体制配置予定者の専門性は十分か ・ 実施体制及び役割分担が具体的に明示され、事業を円滑に進められる体制であるか ・ 突発的な依頼に対しても迅速に対応できる体制となっているか	5点	3	15点
3	山梨県公式LINEの運用・支援 ・ 効果が期待できる運用・支援内容となっているか	5点	3	15点
4	利用動向の分析を踏まえたリッチメニューの企画・作成 ・ 効果が期待できるメニューを提案できる体制となっているか ・ 例示の提案は効果が期待できる内容か。	5点	3	15点
5	運用・保守 ・ 本業務に関連する専門知識やノウハウ等の蓄積、本業務に類似する業務の実施経験があるか。 ・ 障害発生時に迅速に適切な対応ができる体制となっているか。また、その技術を有しているか。	5点	5	25点
6	積極性 ・ 仕様書に記載されていない事項であって、業務の推進、目的達成のために必要と認められる提案があるか (該当する提案がない場合、評価点は0点とする)	5点	2	10点
7	費用対効果（価格点） ・ 評価点×（全提案者中最低見積額／提案者見積額） ※小数点以下第3位を四捨五入	5点	2	10点
合計				100点

3 評価の基準

各評価項目の評価点は、5点満点（最高得点5点、最低得点0点）とする。

- ・ 特に優れている／期待できる（5点）
- ・ 優れている／どちらかといえば期待できる（4点）
- ・ 普通（基準点）（3点）
- ・ やや劣る／どちらかといえば期待できない（2点）
- ・ 劣る／期待できない（1点）
- ・ 要求水準を満たしていない（0点）

自動車をお持ちのみなさまへ

自動車税（種別割）は、毎年4月1日午前0時時点で、運輸支局に登録されている自動車の所有者に対して課税される県税です。

※ 割賦販売の場合は、自動車の使用者に対して課税されます。

※ 軽自動車の所有者に対しては、市町村税として軽自動車税（種別割）が課税されます。

納期限は

自動車税 (種別割) は
納期限までに
納めましょう。

5/31 **金**

AUTOMOBILE TAX PAYMENT DUE DATE IS ON MAY 31, 2024

お出かけ前に、
スッキリと!

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

■スマートフォンアプリでも納付できます！

「PayPay」、「d払い」等で納付できます。

※納付書に印刷されたQRコードの読取による納付となります。

※利用可能なスマートフォンアプリは、上記「[地方税お支払サイト](#)」の「スマートフォン決済アプリ一覧」をご確認ください（**領収証書は発行されません**）。



■クレジットカード、インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）等でも納付できます！

「地方税お支払サイト」にアクセスし、納付書に印刷されたQRコードの読取等を行うことにより納付ができます。

納付方法はクレジットカード、インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）等から選択できます。

※地方税共同機構ウェブサイト「[地方税お支払サイト](#)」をご利用ください。

※ご利用にあたっては、納税者負担が別途発生する場合があります。また、領収証書は発行されません。

■コンビニでも納付できます！

コンビニエンスストア（セブーンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ローソンなど）で、全国どこでも、休日や夜間でも納付できます。

■MMK設置店でも納付できます！

山梨県内では、イオン、ウエルシア、オギノ、ツルハドラッグ、ドラッグセイムス、NewDays等のうち、MMKを設置している店舗で納付できます。

※店舗の一覧は、株式会社しんきん情報サービスのホームページをご覧ください。

自動車税（種別割）のグリーン化特例について

令和5年度に新車新規登録（初度登録）した排出ガスの環境負荷が小さいなど環境性能に優れた自動車は、今年度1年間に限り自動車税（種別割）が軽減されます。また、新車新規登録から一定年数を経過した自動車（電気自動車等一部の自動車を除く。）は、自動車税（種別割）を上乗せする特例措置が行われています。



環境性能の優れた自動車

環境性能に優れた自動車は、自動車税（種別割）を軽減しています。令和6年度に対象となる自動車は次のとおりです。

軽減の要件			軽減率
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）			おおむね 75%軽減
営業用の乗用車 （ガソリン車・LPG車）	平成17年排出ガス基準 75% 低減	令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準 90% 達成	
	又は 平成30年排出ガス基準 50% 低減	令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準 70% 達成	おおむね 50%軽減
営業用の乗用車 （クリーンディーゼル車）	平成21年排出ガス規制適合	令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準 90% 達成	おおむね 75%軽減
	又は 平成30年排出ガス規制適合	令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準 70% 達成	おおむね 50%軽減

※燃費基準については、車検証の備考欄に記載があります。

新車新規登録から一定年数を経過した自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した自動車については、通常の税率よりも **おおむね15%** 上乗せとなります。令和6年度に対象となる自動車は次のとおりです。

ガソリン車・LPG車	平成23年3月31日以前に新車新規登録した自動車 （新車新規登録から 13 年経過した自動車）
ディーゼル車	平成25年3月31日以前に新車新規登録した自動車 （新車新規登録から 11 年経過した自動車）



※電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引自動車は対象外です。また、バス（一般乗合用を除く。）及びトラック（被けん引自動車を除く。）については、おおむね10%上乗せとなります。

- ・自動車の使用を止めたときや、所有者の住所・氏名が変わったときは、自動車の登録手続きが必要です。
- ・登録手続きをしない場合、下取りに出した自動車や廃車した自動車の納税通知書が届いたり、変更後の住所に納税通知書が届かなかつたりするなどのトラブルの原因になります。

※登録手続きは、自動車を購入した販売店などにご相談ください。

自動車税（種別割）に関するお問い合わせ先

山梨県自動車税センター

（山梨県総合県税事務所自動車税部）

電話 055-262-4662
〒406-8558
笛吹市石和町唐柏1000-4